

内灘町脱炭素加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置を集中的に推進することにより、エネルギー自給率及び使用効率の向上を図り、もって地球温暖化を防止するため、太陽光発電設備等を設置する民間事業者に対する補助金の交付に関し、次の各号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- 一 二酸化炭素排出抑制対策事業交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和四年三月三十日環政計発第二百二十万三千三百一号。以下「国交付要綱」という。）
- 二 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和四年三月三十日環政計発第二百二十万三千三百三号。以下、「国実施要領」という。）
- 三 内灘町補助金交付事務取扱規則（昭和五十七年規則第十九号）

(用語の意義)

第二条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の意義によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 需要家 当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）から発電された電気を使用する民間事業者をいう。
- 二 自己所有 需要家が補助対象設備を買い取り、その所有者となることをいう。
- 三 P P A 需要家の事業所等に需要家以外の民間事業者が太陽光発電設備を当該民間事業者の費用により設置するものであって、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- 四 リース 需要家が賃借人であり、賃貸人が当該需要家の事業所等に太陽光発電設備を当該賃貸人の費用により設置するものであって、当該需要家の電力使用量に関わらず、契約期間における支払総額が定まっており、契約内容がファイナンスリース(契約期間中の契約総額が定まっており、使用者が太陽光発電設備の取得価格及び諸経費の概ね全額をリース料として支払う契約をいう。)による賃貸借契約をいう。

(補助金の種類等)

第三条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表第一及び別表第二に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けることができる者（P P A及びリースの場合は、当該事業における需要家を含む。）は、次の各号の全てに該当する者であること。

- 一 町税を滞納していないこと。
- 二 当該補助対象設備の設置に関し、国又は石川県の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第四条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業にかかる経費のうち、国実施要領の別表第一に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除く。

(補助金の交付申請)

第五条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に着手する前に、内灘町脱炭素加速化事業補助金交付申請書（別記様式第一号）に、別表第三に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

2 補助金の交付申請の受付は、毎年度、石川中央都市圏地域脱炭素推進事業費補助金交付要綱第十条第一項の規定による交付決定通知書の受領日以降に開始するものとする。

3 第一項の規定による申請に係る受付は先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第六条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容審査を行い、要件に適合すると認めるときは、内灘町脱炭素加速化事業補助金交付決定通知書（別記様式第二号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第七条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、内灘町脱炭素加速化事業補助金補助事業変更承認申請書（別記様式第三号）に別表第四に掲げる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 二 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- 三 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認して補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、内灘町脱炭素加速化事業補助金交付変更承認通知書（別記様式第四号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第八条 この補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱及び国実施要領の定めるところによること。

二 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

四 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）で定める期間とする。

五 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

六 需要家が次のいずれかに該当すること。

イ 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十二条の規定により定められた内灘町地域防災計画に基づき災害時における災害の協力に関し本町と団体等との間で締結する協定をいう。以下同じ。）を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属する者であること。

ロ 災害時に協力を誓約する災害時協力誓約書を提出すること。

(交付決定の取消し)

第九条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたとき。
- 二 この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第十条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して三十日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の一月三十一日（三十一日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに、必要書類とともに内灘町脱炭素加速化事業補助金実績報告書（別記様式第五号）に別表第五に掲げる書類を添付し、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十一条 町長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し要件に適合すると認めるときは、内灘町脱炭素加速化事業補助金交付確定通知書（別記様式第六号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の額の再確定）

第十二条 補助事業者は、前条による補助金確定通知書の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第十条に準じて提出するものとする。

2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

（補助金交付の請求）

第十三条 第十一条の通知を受けた者は、内灘町脱炭素加速化事業補助金請求書（別記様式第七号）を町長に提出しなければならない。

（協力等）

第十四条 町長は、補助事業者及び需要家に対し、次に掲げる協力を求めることができる。

- 一 補助対象事業の使用状況等に関するデータの提供
- 二 第八条第六号に規定する災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定又は災害時協力誓約書に基づく災害時の協力要請
- 三 その他本町の地球温暖化対策事業に係る協力

（手続代行者）

第十五条 補助金の交付を受けようとする者は、第五条第一項及び第七条第一項の申請、第十条の報告並びに第十三条の請求を、補助対象設備の販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。

3 手続代行者は、第一項の規定による手続の代行により補助対象設備の設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 町長は、手続代行者が第一項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

（雑則）

第十六条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

太陽光発電設備

補助対象者	補助対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 町内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、町内に住所を有する者）で、事業所等に自己所有の太陽光発電設備を設置する者（P P A及びリースによるものを除く。） (2) 町内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、町内に住所を有する者）の事業所等に、P P A又はリースにより太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (3) 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備については、補助の対象としない。 (4) 町内に設置されるものであること。 (5) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器であつて自家消費率が分かるものが設置されていること。 (6) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。
補助金の額等	当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールのJ I S等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（単位はkWとし、小数点以下の端数があるときはこれを切り捨てた値をいう。）に一kW当たり50,000円を乗じて得た額（その額が10,000,000円を超えるときは10,000,000円） この場合において、補助金の交付は、一の需要家につき当該年度一回を限度とする。

別表第2（第3条関係）

蓄電池

補助対象者	町内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、町内に住所を有する者）で、事業所等に自己所有の蓄電池を設置する者（PPA及びリースによるものを除く。）
補助対象事業	補助金の交付の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有によるものの付帯設備であつて、定置用蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 整備する整備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (3) 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 (4) 町内に設置されるものであること。 (5) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。
補助金の額等	補助金の額は次に掲げる金額（それぞれの金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）の合計とする。 補助対象蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の三分の一の額（その額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円） ただし、価格を蓄電容量で除した額の三分の一の額が40,000円を超えるときは40,000円に蓄電池容量を乗じた額を蓄電池の価格の三分の一の額とみなす。

別表第3（第5条関係）

交付申請書類

① 補助金交付申請書（別記様式第一号）
② 補助事業計画書
③ 補助事業に要する経費の配分、収支予算書
④ 誓約書 ※チェックリストも添付すること （PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの）
⑤ 町税滞納調査同意書 （PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの）
⑥ 補助対象設備の見積書及び見積内訳書の写し （蓄電池を申請する場合は、採用する見積書が一般の競争に付したことが分かる書類又はその他必要書類を添付）
⑦ 設置する事業所の周辺地図及び補助対象設備の配置図
⑧ 補助対象事業の実施に係る承諾書 （申請者と補助対象設備を設置する土地・建物の所有者が異なる場合のみ）
⑨ 設置する土地・建物の全部事項証明書の写し
⑩ 登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書の写し又は現在事項全部証明書の写し） 三カ月以内のもの （PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの） （個人事業主の場合は本人確認書類（住民票の写し、免許証のコピー等）及び営業許可証や税務署受付日が確認できる確定申告書の写し等）
⑪ 補助対象設備の設備容量・仕様が分かるもの （⑥など、他の書類をもって代えられる場合は提出不要）
⑫ ②補助事業計画書における電力の消費計画に係る算出根拠資料
⑬ その他、町が必要と認める書類

別表第４（第７条関係）

変更申請書類

① 補助事業（／変更／中止／廃止／）承認申請書（別記様式第四号）
② 変更、中止、廃止の事由が分かる書類
③ その他、町が必要と認める書類

別表第５（第１０条関係）

実績報告書類

① 補助事業実績報告書（別記様式第五号）
② 補助事業に要した経費の配分、収支報告書
③ 補助事業実績報告書・個票
④ 施行前後の写真（施行後の写真については以下を必ず添付すること） ア 設置した設備の全景写真（太陽光パネルの設置状況、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数が分かる写真） イ 設置した設備の型式が確認できる写真（パワーコンディショナー及び蓄電池の型式が分かる写真（全台分））
⑤ 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し
⑥ PPA・リース事業の契約書の写し（PPA・リース契約による場合のみ）
⑦ 補助対象設備の確定仕様が分かるもの
⑧ 補助対象設備の完成配置図
⑨ 系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力需給契約書（売電がある場合のみ）
⑩ その他、町が必要と認める書類